商工会議所報
むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

臨時議員総会を開催

使用済燃料の中間貯蔵施設誘致推進を決定！

商工会議所は、平成十三年八月に中間貯蔵施設検討委員会を設置し、同年十二月、中間貯蔵施設調査特別委員会と名称を改め、増員を図り、今日に至るまでの二年間にわたって施設の安全性や経済効果等について調査・研究を重ねてきた。

東京電力（株）が、三千トン規模の施設を二棟建設する事業構想をむつ市に提出したことを受け、調査特別委員会では、中間貯蔵施設は極めて安全で、地域振興やむつ市の財政に幾年も寄与するものであり、商工会議所として誘致を積極的に推進するべきであるとの報告書を取りまとめ、四月十五日鷹架会頭に答申した。

この報告書の是非を問う臨時議員総会が、四月二十四日、プラザホテルむつにおいて開催され、議案第一号…使用済燃料の中間貯蔵施設に対するむつ商工会議所の対応策についての報告書の承認について、議案第二号…誘致推進決議文（二頁参照）の承認について、それぞれ満場一致で可決された。

誘致推進の理由として、上路委員長（副会頭）は、

一、日本経済のデフレ景気の御多分に漏れず、むつ・下北地域の景況も、厳しい経済情勢にあること

二、当該施設での貯蔵技術は発電所における技術と同一で、特別の新技術が必要としないために、極めて安全・安定したものであること

三、電源三法交付金や固定資産税等の税収、施設の建設・操業に伴う地元雇用や発注による経済効果が大いに期待できること

の三点を特に掲げ、また施設の誘致推進と並行し、総会で出席者から追加提案された「海中遊歩道」を含め、報告書にある二十四項目の振興策について、むつ市に提言・要望して行きたいと述べた。

鷹架会頭からは最後に、臨時議員総会の決議を弾みに商工会議所が中心となり、市内の各団体などに呼びかけ、リサイクル燃料備蓄センター誘致推進協議会［仮称］を設立し、誘致活動を積極的に展開して行きたいとの、抱負があった。

〔振興策二十四項目の一部〕

・電気料金の割引
・企業誘致奨励策の改善
・中心市街地活性化の推進
・大湊線の強風対策の早期具体化
・下北半島縦貫道路の建設促進
・体育施設（体育館等）建設
・釜臥、恐山ロープウェーの建設
・産業会館の建設
・国際海洋科学研究都市の基盤づくり
・中小企業融資基金の創設
・高等教育機関、官民研究所の誘致
・大湊ネブタの里の建設
・川島雄三館の建設
・メディア施設（ＣＡＴＶ等）の充実

使用済燃料の中間貯蔵施設誘致推進決議

日本経済が長引く不況の中にあって、企業は売上や利益の減少を余儀なくされ、その対策として人件費を削減し、雇用調整を断行するなど、千辛万苦の経営を強いられている。

むつ・下北地域も例外ではなく、消費者、特に中高年層の多くが所得・雇用への先行き不安で、買い控え傾向を強めたことによる消費の低迷、四年間に及ぶ公共事業の減少の影響もあって、焦げ付を主因とする不況型企業倒産が相次ぎ、雇用面ではリストラ等による失業者が増加し、厳しい経済情勢を反映している。

地域経済の崩壊が、地域社会そのものを壊滅的な状況に至らしめる危険性を孕みながら、不況は今もどん底を這い続けている。

当商工会議所は、不況に喘ぐ市内商工業全体の改善・発達を図ることを使命として、地域経済の活性・再生のための好機と捉え、中間貯蔵施設調査特別委員会を設置し、平成十三年八月から慎重に調査・検討を重ね、報告書「むつ市が誘致を検討している中間貯蔵施設に対する、むつ商工会議所の対応方針について」を取りまとめた。

資源の少ない日本は、エネルギー源を有効活用する必要があることから、経済的なウラン資源を安定供給するために、核燃料サイクルの確立が急がれている。貴重な資源を含む使用済燃料は、再処理されるまでに貯蔵・管理する施設の建設が喫緊の課題とされ、このことは重要な国策の一つともなっている。

原子力発電所における金属製乾式キャスクによる貯蔵中の使用済燃料に関するトラブルの報告はなく、また中間貯蔵施設での貯蔵技術は発電所における技術と同一で、特別の新技術を必要としない事由から、中間貯蔵施設は極めて安全・安定したものであると確信できる。また中間貯蔵施設誘致に伴う交付金の経済波及効果を鑑みても、地域やむつ市の財政に長期的に寄与するものであることから、今後、むつ商工会議所が中核となって誘致推進の組織を設置し、施設誘致に向けた活動を積極的に展開していく。

よってここに、使用済燃料の中間貯蔵施設の誘致推進を決議する。

平成十五年四月二十四日

むつ商工会議所臨時議員総会

はかり定期検査のお知らせ

【計量器検査日程】

月　日	時　間	場　所
５月19日(月)	11:00～12:00	近川集会所
	13:30～14:30	関根浜漁民研修センター
５月20日(火)	9:30～10:30	城ヶ沢集会所
	11:00～12:00	市学習センター
	13:00～15:00	海上自衛隊大湊総監部
５月21日(水)	9:30～12:00	市公民館
	13:00～15:00	市役所車庫
５月22日(木)	9:30～12:00	イベント広場
	13:00～15:00	
５月23日(金)	9:30～12:00	

受検には、検査手数料（青森県収入証紙）が必要です。
詳しくは、青森県計量検定所にお尋ね下さい。
電話　017－739－8555（代表）

国土交通省直轄工事が電子入札に変わります

～電子入札コアシステム対応「ビジネス認証サービス」を日商が発行～

わが国では、e-Japan戦略により2005年までに世界最先端のＩＴ国家にするという壮大な計画が進んでおります。この戦略の１つとして、2003年度（2004年３月）までに中央政府の業務処理や行政手続をすべて電子化するという電子政府構想があります。

入札は、世界でひとつの厳密な電子証明書を用いてスピーディーかつ、正確に行う電子入札になりつつあります。そこで、商工会議所は安全・便利な電子入札を可能にする電子証明書の入ったＩＣカードを発行しています。

観光・レジャー・ビジネスに大変便利！「みち案内マップ」・「むつ市観光案内」完成

観光、レジャー、ビジネス等でむつ市を訪れた方々のために、市内主要道路の地図、交通アクセス、観光・宿泊・飲食店・お土産品店などを掲載した「みち案内マップ」・「むつ市観光案内」（第五版）が完成しました。

すでに市内宿泊施設、観光案内所、ガソリンスタンド、掲載企業等や青森、八戸の観光案内施設には配布済みですが、希望者には無料で配布いたしますので是非ご活用ください。

問い合せ　むつ商工会議所振興課
ＴＥＬ22-2282　松谷・須藤

通年雇用安定給付金制度（通年雇用奨励金及び冬期雇用安定奨励金）を申請予定の事業主の皆様へ

本年１月末日までに安定所へ通年雇用届又は、再雇用予定者名簿を提出し、支給要件に該当する事業主は、下記期日までに支給申請書を安定所へ提出して下さい。

・通年雇用奨励金　６月２日まで
・冬期雇用安定奨励金　６月１０日

但し、当商工会議所を通じて１月に申請した方で、支給申請も当商工会議所を通じて申請する方は、５月２０日頃までに添付書類等をご用意の上、ご来所下さい。

＜添付書類＞

①　労働者名簿及び継続雇用労働者名簿
②　出勤簿及び賃金台帳（１月～３月分）
③　支給申請書
－－－上記①～③は、どちらの奨励金も必要です。－－－
④　約定所（事業主用・従業員用）２通
⑤　冬期手当領収証
⑥　雇用保険受給資格者証
⑦　再雇用予定者名簿
－－－上記④～⑦は、冬期雇用安定奨励金のみ必要です。－－－

その他、事業所ゴム印・安定所登録印をお待ち頂ければ便利です。

なお、冬期雇用安定奨励金の方は、資格取得手続きが必要です。

さらに観光客の利便性向上！

昼食に「かさまい弁当」提供を開始

東北新幹線八戸駅開業から５ヶ月、県内各地で積極的な誘客活動が展開されています。当地域においても、ジョイフルトレイン「きらきらみちのく号」に連動して走る、定期観光バス「ぐるっと下北号」の運行をＪＲバス東北（株）が昨年７月５日より開始しております。

このほど、同社より「ぐるっと下北号」の乗客へ提供する昼食用弁当の販売業者を斡旋いただきたい旨の依頼が、当所へありました。

委託業者の選定にあたり、弁当類を取り扱う会員企業41社に説明会の案内を発送、説明会に参加した業者に「下北産の食材の活用」、「年間を通じて一定、均一の内容」などを条件に、試作品を提供していただくことにしました。

試作品をもとに、ＪＲバス東北（株）大湊営業所様と協議した結果、委託業者にはグリーン観光産業（株）（むつグリーンホテル）に決定しました。５月１日から１年間、昼食用の弁当を提供して頂くことになります。

ホタテ、イカ、海峡サーモン、山菜などを使用した「かさまい弁当」はお茶付き、1,000円で提供

青森県中小企業セーフティネット資金特別保証融資制度（略称：マルセ）

Ｈ１５．４．１

この制度は、今後の国の構造改革の進展に伴い発生する企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、長期的な景気低迷により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図ることを目的として実施します。

商工会議所では、この融資申込のために必要な「推薦書」の受付を致しますので、詳しくは指導課へお問い合わせください。なお、融資のお申し込みは、各金融機関へ商工会議所からの「推薦書」を持参の上、お申し込みしていただくことになります。

●融　資　対　象

県内に事業所を有し、原則として１年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、かつ、次のいずれかの要件に該当し、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けたもの。

①倒産した企業に対し、売掛債権等を有しているもので、本制度により資金繰りの改善が図られるもの
②倒産した企業との取引依存度が１０％以上であるもので、本制度により資金繰りの改善が図られるもの
③倒産した企業等から事業を承継する中小企業者で、次のア又はイの要件に該当し、倒産した企業等の従業員の雇用の確保が図られるとともに、取引企業の経営安定が図られるもの
　ア　承継する事業の従業員の過半数を、倒産した企業等に勤務していた従業員の中から雇用するもの
　イ　倒産した企業等と従前から取引していた企業との取引額の過半又はその企業の過半数との取引を維持するもの
④最近３か月間の売上高又は受注高が過去３か年のいずれかの年の同時期と比　較して１０％以上減少しているもので、翌年同時期に最近３か月と比較して売上高又は受注高の増加が見込めるとともに、現在の資金繰りの緩和が図られるもの
⑤最近３か月間の経常利益が過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して１０％以上減少しているもので、翌年同時期に最近３か月と比較して経常利益の増加が見込めるとともに、現在の資金繰りの緩和が図ら　れるもの
⑥売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じており、本制度により経営の安定が図られるもの
⑦地震、大雨災害等突発的な事態の発生により、経営の安定に支障を生じており、本制度により経営の安定が図られるもの

●融　資　条　件

融資対象	資金使途	融資限度額	融資期間（据置期間）
①	運転資金	３，０００万円又は売掛債権額のいずれか低い額	１０年以内（２年以内）
②	運転資金	３，０００万円	１０年以内（２年以内）
③	運転・設備資金	１億円	運転資金　１０年以内（３年以内） 設備資金　１５年以内（３年以内）
④～⑥	運転資金	２，０００万円	７年以内（１年以内）
⑦	運転・設備資金	３，０００万円	１０年以内（２年以内）

※融資限度額は①及び②、③、④～⑥、⑦はそれぞれ別枠となる。

●融　資　利　率　年１．９％

●融　資　形　式　手形貸付又は証書貸付

●償　還　方　法　原則として割賦償還

●保　証　料　率　１．割引料率の適用がある場合
・有担保保証　年０．９５％、無担保保証　年１．０５％
但し、過去の返済が順調であった事業者については、０．０５％、
そのうち、貸し出しリスクの小さい事業者については、さらに０．０５％
を割り引いた料率を適用する。
２．割引料率の適用がない場合（経営安定関連保証等の特例保証に該当）
（１）中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証等の特例
保証に該当する場合は年０．７％とする。
（２）売掛債権担保融資保証に該当する場合は年０．８５％とする。
※経営安定関連保証を利用するには、一定の要件に該当することを
認定する市町村長の認定書が別途必要になります。

●保証人及び担保　保証人は１名以上とし、必要に応じて担保を徴求する

●推薦書受付場所　商工会議所・商工会

●推　薦　手　続　別紙様式１号の「推薦申込書」を提出
・「推薦書」の発行日は、毎月５日、15日、２５日
発行日が休日の場合は、その前日
・平成１６年３月は５日、１４日、２２日
・「推薦書」の有効期限は推薦日から１０日間

●問い合わせ先　むつ商工会議所指導課　TEL ２２－２２８３
青森県信用保証協会むつ支所　TEL ２２－１２０４

むつCCIガイド　平成15年５月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
５月１０日（木） １１日（金）	パソコン寺子屋（パソコン管理）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
５月１５日（木） １６日（金）	パソコン寺子屋（表計算基礎）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
５月１７日（土）	ワープロ検定２級（申し込み終了）	むつパソコン教室	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
５月２９日（木） ３０日（金）	パソコン寺子屋 （パソコン基礎シニア50歳以上対象）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３

※「パソコン寺子屋」６月・７月の日程については別紙、受講者募集のご案内をご覧ください。

５月１３日（火） （申込締切日）	ビジコン検定３級 検定日　６月２８日（土）	むつ商工会議所	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
５月１４日（水） （申込締切日）	簿記検定１級～４級 検定日　６月　８日（日）	下北文化会館	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
５月２３日（木）	珠算検定 検定日　６月２２日（日）	むつ商工会議所	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２

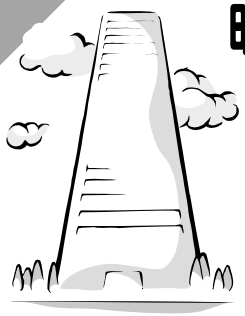

明日のための企業づくり　序章

季節は花見シーズンだというのに、世界ではイラク戦争が勃発し、日本国内ではデフレーション、破綻の嵐が吹き荒れる。日本経済はバブルの崩壊からはや十数年が過ぎ一向に経済が良くなる兆しは見えない。そのような中でも、元気な企業は着実に業績を上げている。では、どうすれば「元気な企業になれるのか」このシリーズを通して考えたい。

フランス文学の巨匠で、作家のラ・ロシュフコーの言葉に「悲運に耐えるより、幸運に耐えるためにこそ、大きな能力が要る」というものがある。

皆さん、この言葉を読んで何か感じるものがありましたか？

「俺には関係ないよ」とか「いつも悲運だよ」という方もいるかもしれないが、事業を始めてから悲運続きだった企業はおそらくないはずである。その時々において、山あり谷ありの繰り返しのはずである（最初から悲運続きの企業は、事業の方向性や手段が見誤っている可能性がある）。

このことから、悲運な時に「何を、どのように、どうするか」というより、幸運な時に「何に、どのように、どうするか」ということの方が、もっと大事である。（寓話「ありとキリギリス」を思い出して欲しい）

昨年、当センターの講習会に来ていただいた大木講師が、現在起こっている事実ということで、次のように語り始めた。

☆　50代の主婦が車を運転して10ｋｍ離れたショッピングセンターに買い物に行きました。
☆　20歳の娘が、飛行機へ乗ってミラノでプラダのバックを買いました。
☆　30歳の男性が、真夜中に時計をオークション（インターネット）で買いました。
☆　60歳の女性が、テレビを見て自分用の下着を買いました。
☆　70歳のおじいちゃんが、無料で届いたカタログを見て自分用の履物を買いました。
☆　18歳の娘が、携帯電話で香水を頼みました。

「この消費パターンに、不思議なことがありますか？もし、30年前にむつ市でこんな話をしたらキチガイ沙汰だった。これだけ、変わっているのにお店は流通経路を（店頭売り）一つしか持っていない。お客さんを見ていますか？」と、会場の来場者に問いかけた。

現実に対応しない企業が不景気にさらされている。では、どうすれば元気になる可能性があるかといえば「楽は苦の種、苦は楽の種」で、もう少しお客さんに目を向けた、事業の見直しを図る努力をしていかないと良くならないようである・・・・。

次回より、本題に入っていきたい。

～つづく～　記：山本

「経営革新を応援します！！」　提供：下北地域中小企業支援センター

LookLook（ルック ルック）会員さん

No.31　(有)斉藤塗装店

私達のかくれ技は、土木建築に関わる防水工事及びリフォームです。左官ゴテや刷を駆使する建築士もおります。

整形やお色直しもごひいきに。

次は、（有）昭和管工さんにバトンタッチです。

（有）斉藤塗装店
代表取締役　斎藤一好
むつ市大湊浜町11－13
TEL29-1868 FAX29-1618

金融便り

国民生活金融公庫 貸付利率

◎ 普通貸付
基準利率　年 1.40％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）
平成15年４月11日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付
（無担保・無保証人㊎制度）
年 1.10％
平成15年４月11日実行分から

◎ 国の教育ローン
年 1.60％
平成15年４月11日実行分から

平成15年４月28日現在

平成15年度 職員配置のお知らせ
（平成15年４月１日）

事務局長		中　村　俊　三
総務課	課長（兼務）	〃
	課長補佐	工　藤　恭　子
	主　事	門　口　久　恵
	臨時職員	菊　池　　慶
中小企業振興部		
部　長		杉　林　　隆
中小企業相談所長（兼務）		〃
次　長		竹　園　育　雄
振興課	課長（兼務）	〃
	課長補佐	松　谷　　仁
	主　事	須　藤　耕　司
	臨時職員	田　中　ひとみ
指導課	課　長（経営指導員）	石　野　　亨
	課長補佐（〃）	船　場　永　幸
	係　長（〃）	角　野　一　恵
	主　事	駒　谷　良　長
	〃	川　口　昌　広
	嘱託職員	白　濱　彩　子
下北地域中小企業支援センター		
	コーディネーター	山　本　　進
	〃	柳　谷　洋　基

商工会議所新会員の紹介（４月16日現在）

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	熊谷歯科医院	熊谷秀俊	本町1－1	医療業
2	西浜木材	西濱鶴松	大曲3－1－36	運輸通信業
3	(有)オフィス久保田	久保田真也	仲町19－66	小売業
4	須藤工業	須藤秀正	大字田名部字土手内74－1155	サービス業
5	むつ海鮮	木下　晃	金曲1－10－23	卸売業
6	井田商店	井田茂樹	奥内字坊主流15－3	卸売業
7	茶茶	岡田季子	本町2－25	飲食店
8	リフォームのかわばた	川端正信	下北町20－18	建設業

県では、雇用安定と雇用枠の拡大を図るため、求人開拓専門員設置事業を実施しており、当会議所に４月２日付で２名の専門員が配属となりました。

地域事業所を個別訪問し、雇用に係る国や県の各種助成制度の紹介したり、さまざまな相談に対応する事を主な業務としておりますので、おじゃました際にはよろしくお願いいたします。

求人開拓専門員

森岡　正

澤田　均